

広島県告示第二百五十六号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港音戸漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和七年三月十三日

音戸漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港音戸漁港放置等禁止区域

1 坪井地区（その一）

（一）区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

（二）点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市警固屋の国土地理院四等三角点「警固屋」（北緯三四度一分四三秒〇五三二、東経一三二度三二分二四秒三七六九、標高四八・五九メートル）

基点一 基準点から三一四度二七分二秒の方向七一・六三メートルの点

基点二 基点一から三三二度一四分四七秒の方向三〇・〇五メートルの点

基点三 基点二から二七六度一四分三二秒の方向三五・三三メートルの点

基点四 基点三から三六度二〇分五一秒の方向二九・〇八メートルの点

基点五 基点四から七三度四八分四六秒の方向五三・八九メートルの点

基点六 基点五から一五二度三九分一四秒の方向五二・〇九メートルの点

2 坪井地区（その二）

（一）区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

（二）点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市音戸町の国土地理院四等三角点「古観音山」（北緯三四度一分三五秒三三七七、東経一三二度三二分三四秒七七六一、標高九九・七二メートル）

基点一 基準点から二四度一七四分一秒の方向六四七・二八メートルの点

基点二 基点一から五三度〇九分三〇秒の方向五九・四一メートルの点

基点三 基点二から一二〇度三六分二八秒の方向五三・七三メートルの点

基点四 基点三から一〇七度五三分〇五秒の方向二一・五六メートルの点

基点五 基点四から一五四度五七分〇八秒の方向二四・三三メートルの点

3 鰯浜・南隠渡地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線、基点五から基点六を水際線で結んだ線、基点六から基点七を結んだ線、基点七から基点八を水際線で結んだ線、基点八から基点九を結んだ線、基点九から基点一〇を水際線で結んだ線、基点一〇から基点一を結んだ線及び基点一一から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市警固屋の国土地理院四等三角点「警固屋」(北緯三四度一分四三秒

〇五三二、東経一三二度三二分二四秒三七六九、標高四八・五九メートル)

基点一 基準点から二四五度〇七分一二秒の方向四八〇・七三メートルの点

基点二 基点一から一六二度一七分四九秒の方向四五・七〇メートルの点

基点三 基点二から一九三度三六分四六秒の方向三一四・八一メートルの点

基点四 基点三から一二四度五九分〇一秒の方向三三一・九五メートルの点

基点五 基点四から一五〇度二一分五五秒の方向一三三・六七メートルの点

基点六 基準点から一九六度一九分〇四秒の方向九九六・三四メートルの点

基点七 基点六から二四四度一四分二三秒の方向七・〇三メートルの点

基点八 基準点から二〇〇度一五分二八秒の方向一、〇五九・〇四メートルの点

基点九 基点八から二五二度五七分二七秒の方向一七・九六メートルの点

基点一〇 基準点から二一七度三六分一七秒の方向九五四・三三メートルの点

基点一一 基点一〇から三四九度三四分二二秒の方向一〇・五一メートルの点

二 第二種漁港音戸漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物